

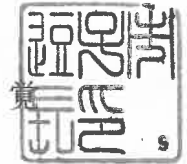


諮問第 8 号

2023年（令和 5 年） 9 月 14 日

逗子市情報公開運営審議会
会長 稲葉 大 策 様

逗子市長 桐ヶ谷



逗子市情報公開条例第10条及び第15条の一部改正について（諮問）

このことについて、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第 3 号）第16条第 2 項の規定に基づき、別紙事案につきましてご審議いただきたく諮問いたします。

事務担当 情報公開課

【別 紙】

1 諮問の内容

逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第10条第1項本文中「当該公開請求があった日から起算して7日以内に」を「当該公開請求があった日の翌日から起算して6日以内に」に改め、同項ただし書中「当該公開請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長することができる」を「当該期間を23日以内に限り延長することができる」に改める。

逗子市情報公開条例第15条第4項中「当該申出があった日から起算して30日以内に」を「当該申出があった日の翌日から起算して29日以内に」に改める。

附則に、施行期日を令和6年4月1日と、経過措置としてこの条例の施行日前になされた公開請求及び不服又は相談等の申出については、なお従前の例によると定める。

併せて、逗子市情報公開条例の解釈運用基準を改定する。

（公開するかどうかの決定）第10条関係（情報公開決定等の期間）

（情報公開審査委員）第15条関係（審査委員の実施機関に対する勧告の期限）

【参照資料：解釈運用基準の新旧対照表（情報公開決定等の期間等）】

2 提案理由

*改正の趣旨

改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日に施行され、個人情報保護制度が、各自治体が定める個人情報保護条例の制度から、個人情報の保護に関する法律の規定に一元化された。これに伴い、新たに施行条例として逗子市個人情報の保護に関する条例を制定した。

これにより、逗子市情報公開条例と逗子市個人情報の保護に関する条例の情報公開決定等の期間の規定に差異が生じた。

情報公開条例第10条の規定に基づく情報公開決定等は、請求があった日から起算して7日以内と規定している（初日算入）。

しかしながら、個人情報の保護に関する法律における期間計算の方法は、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算（初日不算入）し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとし、また、これと異なる方法を条例（施行条例）で規定することを許容していない。

従来の制度を維持するため、逗子市個人情報の保護に関する条例第4条の規定において、開示決定期限は、「請求があった日の翌日から起算して6日以内」と規定している（初日不算入）。延長については、23日以内に限り延長することができる」と規定している。

情報公開条例第10条に規定する公開決定期間及び公開決定期間を延長する期間は初日算入としているところ、制度間の整合を図るため、逗子市個人情報の保護に関する条例に合わせ、初日不算入となるよう条文の見直しを行う。

逗子市情報公開審査委員の実施機関に対する勧告の期限についても、情報公開決定等の期間と同様の趣旨で条文の見直しを行う。

一部改正条例の施行期日を令和6年4月1日とし、経過措置を設ける。

[現行]

(▼請求があった日) (▼公開決定期限)
①・2・3・4・5・6・⑦
①・2・3・4・5・6・7・8・9・～・28・29・③⑩
(▲延長の起算日) (▲延長期限)

[改正後]

(▼請求があった日) (▼公開決定期限)
0・①・2・3・4・5・⑥
①・2・～・21・22・②③
(▲延長の起算日) (▲延長期限)

(※請求があった日とは、情報公開請求書を受領した日のことをいう。)

【参考条文等】

※民法（明治二十九年法律第八十九号）第140条及び第142条

（期間の起算）

第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（期間の満了）

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

※逗子市個人情報の保護に関する条例第4条及び第12条

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して6日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を23日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(個人情報保護委員)

第12条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、逗子市個人情報保護委員(以下「保護委員」という。)を置く。

(略)

4 前項の規定による保護委員の実施機関に対する勧告は、当該不服の申出があった日の翌日から起算して29日以内に行わなければならない。この場合において、保護委員は、当該決定を行ったときは、その旨を不服の申出をした者に対して文書により速やかに通知しなければならない。

(略)

※逗子市情報公開条例第10条及び第15条

(公開するかどうかの決定)

第10条 実施機関は、公開請求のあったときは、当該公開請求があった日から起算して7日以内に、当該公開請求に対する公開又は非公開(第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る情報を実施機関が保有していないときを含む。以下同じ。)の決定を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定を行うことができないことについてやむを得ない理由があるときは、当該公開請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長することができる。

(情報公開審査委員)

第15条 この条例による市の保有する情報の公開に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、逗子市情報公開審査委員(以下「審査委員」という。)を置く。

(略)

4 前項の規定による審査委員の実施機関に対する勧告は、当該申出があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

(略)

場合の決定を含むものとする。ただし、次のようなやむを得ない理由がある場合は、当該公開請求のあった日から起算して30日を超えない範囲内で当該期間を_____延長することができる。

- ア 天災等の場合
- イ 裁判、国等の監査等のため、情報を提出中の場合
- ウ 第三者に関する情報について、調査に日時を要する場合
- エ 請求に係る情報が多量で内容の確認、審査に日時を要する場合
- オ その他合理的な理由がある場合

期間を延長する場合については、その旨を請求者に対して施行規則第4条第1項で定める情報公開諾否決定期間延長通知書(第2号様式)により通知するものとする。

なお、「公開請求のあったとき」とは、本来、この条例の適用を受ける情報について、公開請求の形式上の要件に適合する請求書を受領したときを指すものであり、不適法な請求に対しては、公開又は非公開の決定を行うことができない。

そのような請求があった場合は、実施機関は、請求書を受領した上で、不適法と認める理由が請求書の記載上の軽微な不備にある場合を除き、情報公開請求却下通知書(参考様式)により、理由を付して当該公開請求を却下するものとする。却下に係る事例等については、3運用の(4)を参照すること。

(略)

場合の決定を含むものとする。ただし、次のようなやむを得ない理由がある場合は、_____当該期間を23日以内に限り延長することができる。

- ア 天災等の場合
- イ 裁判、国等の監査等のため、情報を提出中の場合
- ウ 第三者に関する情報について、調査に日時を要する場合
- エ 請求に係る情報が多量で内容の確認、審査に日時を要する場合
- オ その他合理的な理由がある場合

期間を延長する場合については、その旨を請求者に対して施行規則第4条第1項で定める情報公開諾否決定期間延長通知書(第2号様式)により通知するものとする。

なお、「公開請求のあったとき」とは、本来、この条例の適用を受ける情報について、公開請求の形式上の要件に適合する請求書を受領したときを指すものであり、不適法な請求に対しては、公開又は非公開の決定を行うことができない。

そのような請求があった場合は、実施機関は、請求書を受領した上で、不適法と認める理由が請求書の記載上の軽微な不備にある場合を除き、情報公開請求却下通知書(参考様式)により、理由を付して当該公開請求を却下するものとする。却下に係る事例等については、3運用の(4)を参照すること。

(略)

3 運用

(4) 却下に係る事例及び事務処理

請求書を受領しても公開又は非公開の決定を行うことができない場合は、実施機関は、情報公開請求却下通知書により、理由を付して当該請求を却下する。

公開請求の却下は、第1項の規定による決定には含まれないものであるが、実施機関は、公開請求に対する応答義務を有するとの観点から行うものであり、請求書を受領した日 _____ から _____ 7日以内に決定するものとし、その事務処理は公開又は非公開の決定に係る場合に準じて行うものとする。

なお、請求書を受領しても公開又は非公開の決定を行うことができない事例には、次のようなものがある。

(略)

第15条関係

1 趣旨

本条は、市の保有する情報の公開に関し、公正かつ簡易迅速に救済を図るため、行政不服審査法による既存の救済制度とは別に、新たな救済制度として情報公開審査委員（以下「審査委員」という。）を設けることを規定したものである。

3 運用

(4) 却下に係る事例及び事務処理

請求書を受領しても公開又は非公開の決定を行うことができない場合は、実施機関は、情報公開請求却下通知書により、理由を付して当該請求を却下する。

公開請求の却下は、第1項の規定による決定には含まれないものであるが、実施機関は、公開請求に対する応答義務を有するとの観点から行うものであり、請求書を受領した日 の翌日から起算して6日以内に決定するものとし、その事務処理は公開又は非公開の決定に係る場合に準じて行うものとする。

なお、請求書を受領しても公開又は非公開の決定を行うことができない事例には、次のようなものがある。

(略)

第15条関係

1 趣旨

本条は、市の保有する情報の公開に関し、公正かつ簡易迅速に救済を図るため、行政不服審査法による既存の救済制度とは別に、新たな救済制度として情報公開審査委員（以下「審査委員」という。）を設けることを規定したものである。

2 解釈

(第1項関係)

(略)

(第4項関係)

本項は、審査委員が、不服の申出があった日_____から起算して30日以内に実施機関に対し、是正その他の勧告をしなければならないことを定めたものである。

なお審査委員が申出に係る事案の処理を行う場合には、勧告を行う場合以外であっても本項の規定を準用し、30日以内に行うものとする。

2 解釈

(第1項関係)

(略)

(第4項関係)

本項は、審査委員が、不服の申出があった日の翌日から起算して29日以内に実施機関に対し、是正その他の勧告をしなければならないことを定めたものである。

なお審査委員が申出に係る事案の処理を行う場合には、勧告を行う場合以外であっても本項の規定を準用し、29日以内に行うものとする。